平成２７年（フ）第１８８９号
名古屋市北区五反田町317番地　２清邦ビル502号、従前の住所名古屋市北区楠味鋺３丁目2701番地　グレイス新伊勢山603号
債務者　住田　　円
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５号
熊本県天草市本渡町本渡848番地14
債務者　中山　典子（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成28年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月４日午前11時20分
熊本地方裁判所天草支部

平成２８年（フ）第４０７号
大阪市西淀川区歌島３丁目２番４―811号
債務者　川上　　蘭
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６５１号
東京都足立区加賀２丁目８―７―303
債務者　中道　寿恵
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１５号
東京都八王子市東浅川町527―３
債務者　西山まり子
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７２８号
東京都狛江市和泉本町３丁目７―６―101
債務者　甲州　紀明
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９号
東京都府中市分梅町５丁目35番地コーポ分梅203
債務者　園田　美穂
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月13日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１６６号
沖縄県沖縄市比屋根６丁目４番31号　太田アパート202号
債務者　宮城　　勝
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１５３号
横浜市鶴見区佃野町38―９、住民票上の住所横浜市鶴見区諏訪坂15番15号
債務者　小林謙次郎
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６４号
横浜市旭区市沢町704番地　グリーンヒル市沢３号棟203
債務者　佐々木清雄
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６７号
東京都八王子市万町119番地３ハイム祐101号
債務者　亀山　　博
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９０号
東京都国分寺市西元町２丁目18番９号メインステージ西国分寺一番館503
債務者　村島　宇宙
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２１号
横浜市南区庚台68番地34
債務者　鈴木　隆志
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２２号
横浜市南区庚台68番地34
債務者　鈴木　裕美
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０６２号
東京都西多摩郡檜原村3769番地
債務者　佐藤　直昭
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部